

ジェンダー視点から考える税・社会保障制度の問題点と改革の方向性

清山 玲

誰もが幸せに生涯安心して暮らせる頼れる福祉国家をつくるには、女性も個々の家計や財政面でその費用を応分に負担する仕組みづくりが不可欠である。しかし、日本女性の経済力が男性に比べて非常に弱く担税力に欠けることから、世界水準に大きく立ち遅れている経済分野でのジェンダー平等、女性の活躍を推進しなければならない。現行の税・社会保障制度等には、女性の経済力・担税力向上を阻害するものが残存している。労働指向の政策パッケージへの転換は急務であり、求められる改革は、働き方や属性の違いにより勤労者を分断し、連帯を損なうことのない政策制度の構築である。

はじめに

本稿では、ジェンダー視点にたって、女性が雇用場で働くことやその際の働き方を制限する税・社会保障制度の問題点と今後の改革の方向性について考察する。

ジェンダー視点から税と社会保障制度のありかたを考え制度を抜本的に見直し再構築することは、日本にとって喫緊の重要な社会経済課題だと考える。なぜなら、日本女性の経済力はいまなお非常に弱く、貧困問題が深刻であるにもかかわらず、財政危機を背景に社会保障の利用制限や給付の切り下げが進められようとしているからである。女性は、男性に比べて、高齢、失業、配偶者との離死別などにより生活に深刻な影響を受け生活困窮に陥り易く、相対的貧困率も高い¹。また、男性に比べて寿命の長い女性は高齢期の生活をささえる資金確保が男性以上に求められるが、女性の年金水準は低く、長い高齢期の生活を預貯金などの自助で支えることはきわめて困難な状況にある²。最近のコロナ禍の影響も男性に比べて女性

に強く現われている。深刻な影響は正規雇用より、低賃金で不安定な就労をしている非正規雇用で強くあらわれるが、男性に比べて女性にはるかに非正規雇用の割合が高いからである。パート・アルバイトの雇用形態で働いている多くの女性たちが、シフトの変更により過少就業を余儀なくされ、事実上の休業や解雇ともいえる状況に直面している。

女性も男性も一生涯を安心して暮らせる、長寿を言祝い幸せに天寿を全うできる社会には、持続可能な頼れる社会保障を実現することが必要である。

1 いまなお低い女性の経済力・担税力

(1) 年収・家計寄与率の男女間格差

国税庁の「民間給与実態統計調査」からも、経済力の男女間格差が大きいことは明らかである。2019年の給与所得者数にしろ女性比率42.3%に対して、給与総額にしろ女性比率は29.1%と低い。1年を通じて勤務した女性の平均年収は、296万円と、男性(540万円)の54.8%にすぎない。

表1に示したように、女性のほぼ2人に1人は

年収 200 万円以下である。

女性比率は、年収区分が上がるにつれて小さくなる。低い年収区分では女性が 7 割弱なのに対して、高所得層では 9 割が男性である。

また、「家計調査」によれば、いずれの年収分位においても、女性の勤労収入による家計への貢献度は小さいが、妻の有業率の上昇と世帯所得分位階級の上昇との間に相関があることは、表 2 と表 3 から明らかである。

2020 年時点の 2 人以上勤労世帯における妻の家計寄与率は平均 17.6%、年収分位第 I 分位の 12.2% から第 V 分位の 21.5% にまで順に上がっている。また有業率は、世帯所得が最も低い第 I 分位の妻の有業率は 32.1% だが、第 V 分位では 70% にまで上昇する。

なお、2000 年以降の変化は小さい。均等政策や女性活躍推進の政策効果は弱く、男性を 100 としたときの女性の平均年収が、49.4 から 2019 年の 54.8、妻の家計寄与率も 10.7% から 2020 年の 17.6% にとどまる。

女性の経済力が低い背景に、出産子育て期の女

性の有業率が低く、復帰時に低賃金短時間の仕事に就いていることがあることは言うまでもない。

(2) 税・社会保険料負担の男女間格差

男女雇用機会均等法制定から 35 年を経てもなお、女性の税・社会保険料負担額は男性に比べて著しく小さいことは、所得にかかる税と社会保険料負担額を推計した表 4 から明らかである³。

年収 500 万円の男性の税・社会保険料負担額は、配偶者控除が適用される場合には 978,475 円、配偶者控除・特別控除の適用がない場合で 1,032,975 円である。女性の年収別の負担額は、扶養される妻に所得がない場合には、税・社会保険料ともに負担なし。妻の年収 100 万円で社会保険未適用の場合には、女性が負担している税・社会保険料はゼロで、雇用保険のみ適用の場合には本人負担分 0.3% で 3,000 円である。年収 200 万円の場合で 393,090 円、年収 300 万円の場合で計 627,885 円、年収 400 万円で 868,680 円の税・社会保険料負担になる⁴。

もし、これまで無業だった既婚女性が、子育て

表 1 性別年収階級別構成比 (2019 年)
(%)

	男性	女性	女性比率
100 万円以下	9.2	24.8	68.1
200 "	7.6	21.7	69.3
300 "	11.2	18.6	56.8
400 "	15.7	15.2	43.3
500 "	16.2	9.0	30.4
600 "	12.4	4.7	23.1
700 "	8.2	2.5	19.4
800 "	5.9	1.4	15.8
900 "	4.1	0.7	11.5
1,000 "	2.7	0.4	10.2
1,500 "	5.0	0.7	10.2
2,000 "	1.2	0.2	12.2
2,500 "	0.3	0.0	9.5
2,500 万円超	0.4	0.1	9.6
計	100.0	100.0	44.1

(注) 1 年未満の勤務者と 1 年を通じて勤務した者を合計した数値である。

出所：国税庁 (2020)「令和元年分 民間給与実態統計調査」より清山作成。

表 2 年収 5 分位階級別妻の家計寄与率の変化 (2000,2020)
(%)

	第 I 分位	第 II 分位	第 III 分位	第 IV 分位	第 V 分位	平均
2000 年	6.4	7.3	8.9	9.5	16.0	10.8
2020 年	12.2	13.7	15.3	18.0	21.5	17.6

(注 1) 数値は 2 人以上勤労者世帯の男性世帯主と配偶者女性の勤め先収入から算出。統計上の制約から勤労収入以外の収入については含まれていないことに注意。

(注 2) 妻の家計寄与率 = 配偶者女性の勤め先収入 × 100 / 男性世帯主勤め先収入 + 配偶者女性の勤め先収入。

出所：「家計調査 (詳細結果表)」より清山作成。

表 3 2 人以上勤労世帯の妻の有業率の変化 (2000,2020)
(%)

	第 I 分位	第 II 分位	第 III 分位	第 IV 分位	第 V 分位	平均
2000 年	23.3	34.8	39.5	45.3	52.8	39.1
2020 年	32.1	52.0	55.6	64.0	70.0	54.7

出所：表 2 と同じ

表4 年収別税・社会保険料負担

	単身者 / 既婚女性				既婚	
					妻扶養あり 大学生1人 扶養	妻扶養なし 大学生1人 扶養
年収(万円)	200万円	300万円	400万円	500万円	500万円	500万円
税・社会保険料合計(円)	393,090	627,885	868,680	1,136,800	978,475	1,032,975
給与収入に占める税・社会保険料(%)	19.7	20.9	21.7	22.7	19.6	20.7

(注) 社会保険料は協会けんぽ(2021年3月から)。東京都、40歳から64歳までの介護保険第2号者。

出所: 清山作成。

と両立しながら年収300万円の仕事で働くことができる社会を実現したら、年間で納付する税・社会保険料は、1年で約62.8万円、30年間で約1,880万円になる⁵。世帯の手取り所得は、退職金や年金増加分を含めず、配偶者控除がなくなることによる夫の手取り所得減少分を差し引いても、年間約230万円、30年間で6,900万円近くの所得増につながる⁶。

同様に、妻の年収が100万円(社会保険は雇用保険のみ)から300万円に増加したときの世帯の所得は、年間約130万円、30年間で3,900万円近く手取りで増加する。

男女間の経済力格差を縮小し、女性も男性と同様に働く社会をつくれれば、個人および世帯の可処分所得は増え、税・社会保険料の収入も増える。家計も、税・社会保険収支も改善できる。

2 女性が勤労と納税の義務を果たせる改革の必要性

(1) 進行中の社会保障制度改革とジェンダー

いま持続可能性を高めるとして行われている社会保障制度改革は、一方で社会保険料や窓口での自己負担額を引き上げ、他方で、利用条件を厳しくし給付水準を切り下げるというものである。国民の4人に1人が75歳以上になるとされる2025年を目前にして、年金、医療、介護、生活保護等のさまざまな領域で、給付水準の切り下げ、保険

料および利用の際の自己負担額の引き上げなどにより、各種社会保障制度利用の制限・抑制がいま急ピッチで進められている。

政府は、「高齢化がすすんだ社会でも、世代を問わず一人ひとりが安心して暮らせる社会を実現する」⁷ ために、社会保障充実のための安定財源を確保し財政健全化を同時に図ることを強調し消費税の引き上げに理解を求めたが、いまのままで、「世代を問わず、一人ひとりが安心して暮らせる社会」を実現する頼れる社会保障制度への確かな道筋を歩いているとは、言いがたい⁸。

確かに、現行の社会保障水準を維持し家族政策も含めて必要な施策を行うためには、財源確保の問題は無視できない⁹。以前より問題視されてきた国と地方の長期債務残高は2020年度末には1,182兆円に達し、一般会計歳出額にしめる公債発行額も2019年度の35.4%から2020年度は56.3%に達することが見込まれ、財政は危機的だと指摘され¹⁰、ハイパーインフレを懸念する声も小さくない¹¹。いまのままで、公債費に圧迫され必要な政策経費の予算を組めなくなる。

しかし、税や保険料などを負担できない人にも負担はさせるが、負担できなければ給付やサービスを受けられなくとも仕方がないという、いまの社会保障制度改革の方向性は、現行の他の政策制度、雇用労働や家庭生活のありようのもとでは、①現役世代のワーキングプアや高齢女性の貧困問題をいっそう深刻化させ、②雇用の場も含めて

ジェンダーギャップを拡大しかねない点で大きな問題がある。

なぜなら、いま行われている介護の利用制限強化や給付水準の切り下げという社会保障制度改革は、子ども世代の離職やキャリアの追求を諦めることにつながりやすく、なかでも、その影響は男性に比べて家族的責任をより重く負担している女性に対して強くでやすいからである。

(2) 求められる勤労と納税の義務を果たせる 労働指向の政策パッケージへの転換

そこで、これまで男性に比べて個々の世帯を経済面で支える力が弱かった現役世代の女性が、勤労収入により個別の家計にも国や地方の財政にも貢献できる力をつける政策が必要だと考える。具体的には、①家計寄与率を男性と同等か少なくとも8割程度になるように経済力をつけ、②福祉国家を支えるために必要な税や社会保険料について女性にも応分の負担をする仕組みを作り、③親の介護のために女性が仕事を断念しその後経済的に困窮しなくてもすむ、といった労働指向の政策である。

高水準の社会保障は、良質の雇用と高い就業率によってこそ可能になる。

女性を雇用の場に誘導するだけでなく、雇用形態にかかわらず公正に処遇し、出産子育てと仕事の両立が容易で職場で力を発揮できる働き方改革と、失業や高齢などの生活上のリスクにも男性と同様に耐えられる社会保障制度改革をセットで同時に追求する政策が求められる。

筆者が税や社会保障制度のあるべき姿について考えるとき、その前提には、人生90年、100年という長い時間を誰もが安心して幸せに過ごせる社会は、女性に家庭内の育児や介護などの重いケアワークの負担を負わせてはつくりえない。育児や介護などケアの社会化なしに、女性が雇用の

場で活躍し家計を支え、担税力をつけることはできないという考えがある¹²。

国民の購買力や担税力を高め、人口減少下で質の高い労働力を確保し国民経済の発展につなげる「成長戦略」は、「働き方改革」だけでなく社会保障制度も、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて改革することが重要である。

女性が福祉国家維持のために応分に費用を負担できるようにするためには、保育や介護等インフラ面での環境整備が強く求められる。

現行の経済社会のありようを変革し、女性が勤労と納税の義務を果たせる政策パッケージをつくることこそが焦眉の課題である。

3 労働抑制的な税・社会保障制度等の 問題点とその見直し

人口減少時代に突入し質の高い労働力の中長期的確保が雇用の場の男女共同参画とともに社会課題になったいま、しかも社会保障財源の確保が急がれる時代には、女性の労働参加度を弱め経済力の向上や活躍推進を阻害する労働抑制的な制度の見直しが、喫緊の政策課題になる。たとえ、勤労者の生活への配慮として導入され、長くその生活を支えてきた制度や慣行であっても、女性の労働参加や継続就業率の向上、活躍推進を妨げる税・社会保障制度等は緊急に見直さなければならない。

具体的には、①配偶者控除・特別控除、②第3号被保険者制度（サラリーマンの妻の保険料免除）、③非正規雇用への社会保険の未適用、④妻への扶養手当の見直しが必要である。

既婚女性が働く時間を長くし所得を増やすと、配偶者である夫の手取り所得を減らして「懲罰」し労働を忌避させるように仕向けるこれらの制度は、夫の会社中心の働き方を「内助の功」により支え¹³、安い賃金で非正規雇用として働く女性を

創出する機能を果たしている。

配偶者控除、配偶者特別控除がプラスに働くのは、税率が相対的に高い所得階層である。そのパートナーも多くは高等教育を受けており、もし働いていたら得られる所得（機会費用）は大きく、納付される税・社会保険料額も大きい。雇用の場で活躍できる労働能力を死蔵させるのではなく、活かす政策こそが求められる。

女性活躍推進を強調しながら、2017年度の税制改正で、夫の所得控除（38万円）の対象となる配偶者（妻）の年収要件を103万円から150万円まで引き上げた配偶者特別控除を拡大したのは、政策的混乱である。女性の経済力向上やキャリア形成という点ではマイナスに作用することは明らかである。

第3号被保険者制度の廃止（専業・パート主婦世帯から基礎年金保険料徴収）については、自営業、失業者、社会保険未適用の未婚者や学生が保険料を負担しており、公平・公正・連帯の観点からも、働き方に中立であるという観点からも問題がない。

パートなど非正規雇用労働者への社会保険の適用拡大¹⁴は、均等待遇への前進であると同時に、働き方に中立な制度に近づいたと評価できる。非正規雇用への社会保険の未適用、保険料の事業主負担免除は、当該企業の人件費を安くすることで正規雇用から非正規雇用へと誘導する政策として機能しており¹⁵、非正規雇用化の負の影響は女性に対して強く出ていたことは周知のとおりである。

なお、妻への扶養手当を支給する慣行は、第3号被保険者制度とあいまって労働抑制作用が強い。共働き世帯が多数派になり未就学児をもつ多くの女性がすでに働き、また働くことを希望する今日、廃止する政策が必要である。

4 勤労権を保障する社会保障としての良質な保育の拡充

女性が出産育児期に離職する機会費用は非常に大きく、先に示したように手取りで5千万円、7千万円、あるいはそれ以上の額の生涯所得の喪失につながっている。

女性の経済力と担税力の向上の同時追求が求められる今日では、勤労権を保障する社会保障が求められる。良質な公的保育を十分に準備し、待機児童をゼロにできないのは、保育を「女性の仕事」として政策的に軽視してきたあらわれである。保育士不足は、保育士の賃金が低く、昼休みも年次有給休暇や育児休業すら取得しにくいことによる。保育分野の働き方改革は急務である¹⁶。

なお、女性活躍推進という観点からだけでなく、経済的理由から子どもの数を抑えることにならないよう次世代の再生産という観点からも、継続就業できる保育量の確保が重要である。何月に子どもが生まれても、育休明けが何月であっても、保育園に入れるよう、保育定員には余裕があって当然だと考える。

待機児童をゼロにする計画策定をするときに、保育ニーズの算出方法について注意を喚起したい。自治体はいまの保育ニーズを所与として、待機児童をゼロにすることに目が向けるが、これでは待機児童をゼロにできない。保育所が増え就業継続する人が増えれば増えるほど、「できれば働き続けたい」と思っていた就業継続希望者が顕在化し、自治体が推計した保育の必要量を上回ってしまうからである。

女性の就業継続率の目標や就業希望率から1年間の出生数のどれだけの定員を、0・1歳児で保障する必要があるか推計し、参考指標として活用することが有効である。また、正規雇用での女性

の就業継続率が高いとされる福井県等の各年齢別保育定員がその当該年齢の子どもの数にしめる割合などを参照することも有効である¹⁷。

5 課税単位としての世帯単位制度の見直しと生活配慮の方向性

既婚女性のいわゆる「内助の功」¹⁸を夫に対して認める税・社会保険制度ではなく、勤労の権利を保障して勤労者の生活向上を図りつつ、税・社会保険料収入を増やす政策制度をつくるのが、いまの時代には求められる。

共働き世帯でも家事育児介護関連労働は必要であり、一部はサービスとして購入している。この費用は経費として所得から控除されず、所得税も消費税も負担する。これに対して、私的に家庭内でサービス供給が行われると税負担を軽減する¹⁹制度は、労働抑制的で問題がある。

働き方に中立な、あるいは労働インセンティブのある政策としての個人単位課税の影響が大きく配慮が必要なのは、扶養控除の廃止により課税所得が増大した結果、非課税世帯から課税世帯になる世帯である。日本のさまざまな社会保障制度は、非課税世帯かどうかと大きく結びつけられているからである。

政府が女性の所得を抑える方向に誘導した責任をとり、これから人生設計を変えて所得を増やすことのできない、あるいはそれが難しい年齢層に対しては、急な政策転換によって生活が困窮することのないようにソフトランディングさせる配慮が必要である²⁰。

また、若年単身者や高齢者の高い貧困率と税・社会保険料負担感が強い低所得層への配慮として、基礎控除の引き上げによる課税最低限の引き上げと、中所得層以上の給与所得控除縮小し相殺するという方法を考えるべきである。人的控除の

縮小により課税最低限が下がり、従来支援を受けていた層の負担が増えてかえって生活が苦しくなることのないような配慮が必要である。

なお、子どもへの扶養手当については、勤労者にとって重要な生活配慮だと考える。同一価値労働同一賃金の立場からの家族手当批判もあるが、子どもへの扶養手当は、賃金が次世代も含めた労働力再生産のための費用であり、働き方に中立で女性活躍推進や子どもを生み育てやすい社会へという社会課題への対応としてもプラスだと考える。トヨタ自動車がいち早く、配偶者手当の廃止と子どもへの扶養手当増額をセットで打ち出したことは高く評価できる。

今後は、国の政策として配偶者への扶養手当を廃止させる政策が必要である。

おわりに

～連帯できる税・社会保障制度改革を

これからの税制や社会保障制度改革は、①女性の勤労権を保障し、女性が税や社会保険料として福祉国家を維持する費用を男性と同等に負担できるようにする労働指向の政策パッケージの中に位置づけられるものであること、②勤労者が連帯できる制度であることが重要だと考える。

子ども手当や高等学校等修学支援金などに所得制限をかけ、税や社会保険料を多く負担している人たちを制度から排除することは、子どものいる勤労者世帯の連帯を妨げる。配偶者控除や第3号被保険者制度、配偶者への扶養手当の存在は、低賃金不安定な雇用でありながら労働条件の引き上げに消極的な人を同じ勤労者のなかにつくりだす。

税・社会保険料が、働き方、子どもの有無や子どもを産んだ年齢の違い等により変わり、パート主婦 VS. 単身あるいはひとり親の非正規雇用、専

業・パート主婦世帯 VS. フルタイム正規共働き世帯、妻に働いてほしくない夫 VS. 働きたい妻というようなさまざまな対立を生み出し、社会保障の充実を妨げる制度を廃止し、国民が連帯できる政策制度へと早急に転換する必要がある。
(せいやま れい・茨城大学教授)

【注】

- 1 阿部彩 (2021) 参照。
- 2 大沢真理 (2018) は、女性とくに高齢単身女性では、OECD諸国でも最悪の状況にあること、貧困な高齢女性は少数派ではないことを指摘している。
- 3 税の算出にあたっては、給与所得控除、基礎控除、扶養関係の人的控除のみを想定し、資産に課税や住宅ローン減税、保険料や医療費などの控除は捨象した。
- 4 国税庁の前掲調査では、年収 200 万円は女性労働者全体の 46.5% (女性正規労働者の下位 11.1%)、年収 300 万円は女性全体の上位 34.9% (女性正規の下位 33.2%)、年収 400 万円は女性全体の上位 19.7% (女性正規の上位 38.5%)、の水準である。
- 5 年収 400 万円の場合には、納める税・社会保険料はゼロから、1 年間で 86.9 万円、30 年間で 2600 万円に増える。
- 6 現実の生涯所得には、この金額に退職金や年金が上乗せされる。
- 7 逆進性をもつ消費税を社会保障財源とするには、医療・介護・教育 (含む職業訓練) 等のサービスは無償化・拡充が必要である。何を社会保障財源とし、どのような社会保障をどう供給するかの研究には、たとえば井手英策 (2019) や伊藤周平 (2019) がある。
- 8 内閣官房・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省リーフレット (2013 年度)「社会保障と税の一体改革」
- 9 日本の 65 歳以上高齢者比率は世界第 1 位だが、国民負担率は、日本よりも高齢人口割合が小さいスウェーデンやフランスなどに比べてかなり低く抑えられている。
- 10 財務省 (2020)『日本の財政関係資料』46 頁。
- 11 最近の MMT 理論では、通貨増発によるハイパーインフレの懸念が強くても、財政赤字の拡大を認め、財源の問題が軽視される。
- 12 ケアの社会化があつてこそ、現役世代は働きながら出産育児や、高齢の親へ心を寄せ支援をする幸せな時間をもつことができる。仕事から出産育児、仕事から介護ではなく、どちらも享受できる社会にする政策が求められる。
- 13 「内助の功」で支えられた勤労者の存在は、ワーク・ライフ・バランス職場への改革スピードを遅らせやすい点でも問題がある。
- 14 2022 年に従業員規模 501 人以上、2024 年には 51 人以上の企業にまで、①週 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用期間 2 カ月以上の見込み、④学生でないパート・アルバイト等に適用拡大される。
- 15 低賃金不安定な働き方をさせれば社会保険料の事業主負担を免除する制度により、従業員を正規雇用として社会保険適用で働かせている企業の人件費を相対的に高くし、その競争力を弱める効果を生じる点でも問題が大きかった。
- 16 清山 (2018) 参照。
- 17 筆者がかかわった自治体の 20-30 歳代の既婚女性の労働力率は福井県よりも 15% 低かった。計画策定の際には、①待機児童ゼロの際の参考数値を、4 月時点ではなく 10 月時点の数値とし、②出生数と女性の就業継続率向上をふまえて、福井県の低年齢児保育供給量を参考にした。その結果、当初予定では低年齢児の保育定員が不足することが明らかになり、十分とはいえないまでもある程度定員増を実現した。
- 18 「内助の功」の範囲は曖昧で、家事育児労働の負荷の重さや、誰が行っているかとは関係がない。
- 19 中村 (2012) 113-114 頁参照。「内助の功」論が課税の根拠となることを指摘している。
- 20 課税ラインと連動し付随するさまざまな支援を受けずに、課税増だけが残るという問題が生じやすい。

【主要参考文献】

- ・阿部彩 (2021)「日本の相対的貧困率の動向：2019 年国民生活基礎調査を用いて」科学研究費 助成事業 (科学研究費補助金) (基盤研究 (B))「『貧困学』のフロンティアを構築する研究」報告書。
- ・井出英策 (2019)『いまこそ税と社会保障の話をしよう』東洋経済新報社
- ・伊藤周平 (2019)「あるべき社会保障制度改革と財政問題」『99%のための経済政策フォーラム』第 3 回学習会資料
- ・大沢真理 (2018)「税・社会保障制度におけるジェンダー・バイアス」『学術の動向』2018.5 月号
- ・清山玲 (2018)「地方公務員の労働時間問題～その実状と課題」『自治と分権』71 号
- ・清山玲 (2014)「『成長戦略』と雇用・家族・社会保障政策」『自治と分権』54 号
- ・男女共同参画会議・影響調査専門調査会 (2002)『『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する中間報告』
- ・中村良広 (2012)「転機に立つ所得課税の原理的再検討」神野・星野・町田・中村・関口『よくわかる社会保障と税制改革—福祉の充実に向けた税制の課題と方向』イマジン出版
- ・労働政策研究・研修機構 (2017)「雇用の面から見た社会保障のあり方に関する勉強会 (報告)」
- ・山田篤裕 (2010)「高齢期の新たな相対的貧困リスク」国立社会保障・人口問題研究所『季刊社会保障研究』Vol.46, No.2, pp.111-203.